

政令第二百五十四号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年九月二十五日とする。

## 理由

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。